

### 第 8 3 号議案

豊川市生涯学習センター条例の制定について

豊川市生涯学習センター条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

#### 豊川市生涯学習センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 2 4 条及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 の規定に基づき、豊川市生涯学習センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地域における実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うとともに、市民の交流及び地域活動の発展に資するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 センターの名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
豊川市豊川生涯学習センター	豊川市西豊町 2 丁目 2 2 5 番地
豊川市御油生涯学習センター	豊川市御油町美世賜 1 8 5 番地の 1
豊川市牛久保生涯学習センター	豊川市牛久保町若子 5 2 番地の 1
豊川市八南生涯学習センター	豊川市野口町縄手下 2 3 番地
豊川市一宮生涯学習センター	豊川市上長山町小南口原 1 の 5 0 0 番地
豊川市音羽生涯学習センター	豊川市赤坂町西裏 4 7 番地 1

豊川市御津生涯学習センター	豊川市御津町西方日暮30番地
豊川市小坂井生涯学習センター	豊川市小坂井町大堀10番地
豊川市プリオ生涯学習センター	豊川市諏訪3丁目300番地

(管理)

第4条 センターは、豊川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第5条 センターに館長その他必要な職員を置く。

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

名称	利用時間
豊川市プリオ生涯学習センター 以外のセンター	午前9時から午後10時まで
豊川市プリオ生涯学習センター	午前10時から午後9時まで

(休館日等)

第7条 センターの休館日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、センターの全部若しくは一部を臨時に休館し、又は開館することができる。

名称	休館日
豊川市プリオ生涯学習センター 以外のセンター	(1) 月曜日 (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
豊川市プリオ生涯学習センター	(1) 併設する商業施設の休業日 (2) 1月1日から同月3日まで及び12

(利用の許可)

第 8 条 センターのうち別表に掲げる施設又は附属設備（以下「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第 9 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可施設等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 許可施設等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とする事業のために利用するとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用させることが適当でないとき。

(優先利用)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する者が、第 2 条に定める目的のために許可施設等を利用するときは、教育委員会が定めるところにより、許可施設等を優先して利用することができる。

- (1) 生涯学習に関する事業を実施する団体として教育委員会が認める団体
- (2) 市民の交流又は地域活動に関する事業を実施する団体として教育委員会  
が認める団体
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める者

(特別の設備等)

第 11 条 センターを利用する者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 12 条 第 8 条第 1 項の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）

は、許可施設等を利用する権利を譲渡し、又は利用の許可を受けた施設若しくは附属設備を転貸してはならない。

(利用者の義務)

第13条 センターを利用する者は、その利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに教育委員会の指示に従う義務を負うものとする。

2 許可利用者は、許可施設等の利用に際しては、前項に規定する義務のほか、誠実にその権利を行使するとともに、第8条第2項の規定により許可に付けられた条件に従う義務を負うものとする。

(利用許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (3) 許可利用者が前条の規定に違反したとき。
- (4) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が発生したとき。
- (5) 公共の福祉のためやむを得ない事由があるとき。

2 前項第1号から第3号までの規定のいずれかに該当し、教育委員会が利用の許可を取り消し、又は利用を中止させた場合において許可利用者に損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第15条 許可施設等の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、利用の許可を受けたとき納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第16条 市長は、特別の理由があると認める者については、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 許可利用者が豊川市一宮生涯学習センターの集会室にあっては利用日前

30日、その他の施設及び附属設備にあっては利用日前5日までに利用の取消し又は変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(2) 第14条第1項第4号又は第5号の規定に該当し、教育委員会が利用の許可を取り消し、又は利用を中止させたとき。

(原状回復の義務)

第18条 センターを利用する者がその利用を終わったとき、又は許可利用者が利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用を中止したときは、それらの者は、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第19条 センターを利用する者は、その施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(豊川市公民館設置及び管理に関する条例及び豊川市生涯学習会館条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 豊川市公民館設置及び管理に関する条例（昭和25年豊川市条例第2号）

(2) 豊川市生涯学習会館条例（平成19年豊川市条例第65号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に豊川市公民館又は豊川市生涯学習会館の利用についてされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

4 施行日前に豊川市生涯学習会館条例の規定により課した、又は課すべきで

あった使用料については、同条例の規定の例による。

- 5 第3条の表の規定にかかわらず、施行日から令和3年5月1日までの間の豊川市小坂井生涯学習センターの位置については、豊川市宿町光道寺40番地とする。
- 6 別表クの表の規定にかかわらず、施行日から令和3年5月1日までの間の豊川市小坂井生涯学習センターの許可施設等及びその使用料については、次の表のとおりとする。

許可施設等の区分及び名称		使用料		
施設	集会室		1時間につき	680円
	研修室		1時間につき	370円
	講義室		1時間につき	260円
	会議室	第1会議室	1時間につき	210円
		第2会議室	1時間につき	210円
		第3会議室	1時間につき	210円
	調理室		1時間につき	370円
	和室	和室1	1時間につき	210円
		和室2	1時間につき	260円
工芸室		1時間につき	160円	
附属設備	ピアノ		1台1回につき	550円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間については、1時間とする。
  - 2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。
- 7 利用の許可及び不許可、利用許可の取消し、使用料の減免並びにこれらに

関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても第8条、第9条、第14条第1項及び第16条の規定の例により行うことができる。

別表 許可施設等使用料（第8条、第15条関係）

ア 豊川市豊川生涯学習センター

許可施設等の区分及び名称		使用料		
施設	集会室		1時間につき	300円
	会議室	小会議室1	1時間につき	150円
		小会議室2	1時間につき	150円
		大会議室	1時間につき	250円
	研修室	研修室1	1時間につき	250円
		研修室2	1時間につき	150円
	調理実習室		1時間につき	250円
附属設備	ピアノ		1台1回につき	550円
	コンロ		1台1回につき	200円
	オープン		1台1回につき	300円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間については、1時間とする。
- 2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

イ 豊川市御油生涯学習センター

許可施設等の区分及び名称		使用料		
施設	会議室	第1会議室	1時間につき	150円
		第2会議室	1時間につき	150円
		大会議室	1時間につき	300円

	調理実習室	1時間につき	150円
附属設備	コンロ	1台1回につき	200円

備考 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間については、1時間とする。

ウ 豊川市牛久保生涯学習センター

許可施設等の区分及び名称		使用料		
施設	集会室	1時間につき	300円	
	会議室	小会議室	1時間につき	150円
		大会議室	1時間につき	250円
	研修室	第1研修室	1時間につき	150円
		第2研修室	1時間につき	250円
	調理講習室	1時間につき	250円	
附属設備	ピアノ	1台1回につき	550円	
	コンロ	1台1回につき	200円	

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間については、1時間とする。
- 2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

エ 豊川市八南生涯学習センター

許可施設等の区分及び名称		使用料	
施設	集会室	1時間につき	300円

	小会議室	1時間につき	150円
	会議室	1時間につき	250円
	和室	和室1	1時間につき 250円
		和室2	1時間につき 150円
	調理講習室	1時間につき	250円
附属設備	ピアノ	1台1回につき	550円
	コンロ	1台1回につき	200円
	オーブン	1台1回につき	300円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間については、1時間とする。
- 2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

オ 豊川市一宮生涯学習センター

許可施設等の区分及び名称		使用料	
施設	集会室	1時間につき	600円
	教養娯楽室	教養娯楽室A	1時間につき 250円
		教養娯楽室B	1時間につき 250円
	談話室	第1談話室	1時間につき 150円
		第2談話室	1時間につき 150円
附属設備	ピアノ	1台1回につき	550円
	集会室舞台照明機器	1式1回につき	1,650円

備考

1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間については、1時間とする。

2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

カ 豊川市音羽生涯学習センター

許可施設等の区分及び名称		使用料	
施設	集会室		1時間につき 300円
	会議室	会議室1	1時間につき 250円
		会議室2	1時間につき 250円
	和室	和室1	1時間につき 150円
		和室2	1時間につき 150円
調理室		1時間につき 150円	
附属設備	ピアノ		1台1回につき 550円
	コンロ		1台1回につき 200円
	オープン		1台1回につき 300円

備考

1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間については、1時間とする。

2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

キ 豊川市御津生涯学習センター

許可施設等の区分及び名称		使用料	
施設	集会室		1時間につき 600円
		第1講義室	1時間につき 250円

	講義室	第2講義室	1時間につき	250円
		第3講義室	1時間につき	150円
		第4講義室	1時間につき	250円
	研修室		1時間につき	300円
	和室		1時間につき	250円
	茶室		1時間につき	150円
	調理室		1時間につき	250円
	小会議室		1時間につき	150円
附属設備	ピアノ		1台1回につき	550円
	コンロ		1台1回につき	200円
	オーブン		1台1回につき	300円

#### 備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、これらの1時間未満の時間については、1時間とする。
- 2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

#### ク 豊川市小坂井生涯学習センター

許可施設等の区分及び名称		使用料		
施設	集会室		1時間につき	300円
	多目的室	多目的室1	1時間につき	250円
		多目的室2	1時間につき	150円
		会議室1	1時間につき	150円

	会議室	会議室 2	1 時間につき	1 5 0 円
		会議室 3	1 時間につき	1 5 0 円
		会議室 4	1 時間につき	2 5 0 円
	和室	和室 1	1 時間につき	1 5 0 円
		和室 2	1 時間につき	1 5 0 円
	調理室		1 時間につき	2 5 0 円
附属設備	ピアノ		1 台 1 回につき	5 5 0 円
	コンロ		1 台 1 回につき	2 0 0 円
	オーブン		1 台 1 回につき	3 0 0 円

#### 備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これらの 1 時間未満の時間については、1 時間とする。
- 2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

#### ケ 豊川市プリアオ生涯学習センター

許可施設等の区分及び名称		使用料	
施設	大講義室	1 時間につき	6 3 0 円
	講義室	1 時間につき	2 1 0 円
	多目的室	1 時間につき	4 2 0 円
	工作室	1 時間につき	8 4 0 円

備考 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これらの 1 時間未満の時間については、1 時間とする。

## 理 由

この案を提出するのは、社会教育施設の管理運営の合理化を図るため豊川市公民館と豊川市生涯学習会館を整理統合し、豊川市生涯学習センターとするとともに、利用者負担の適正化を図るため使用料を見直す必要があるからである。

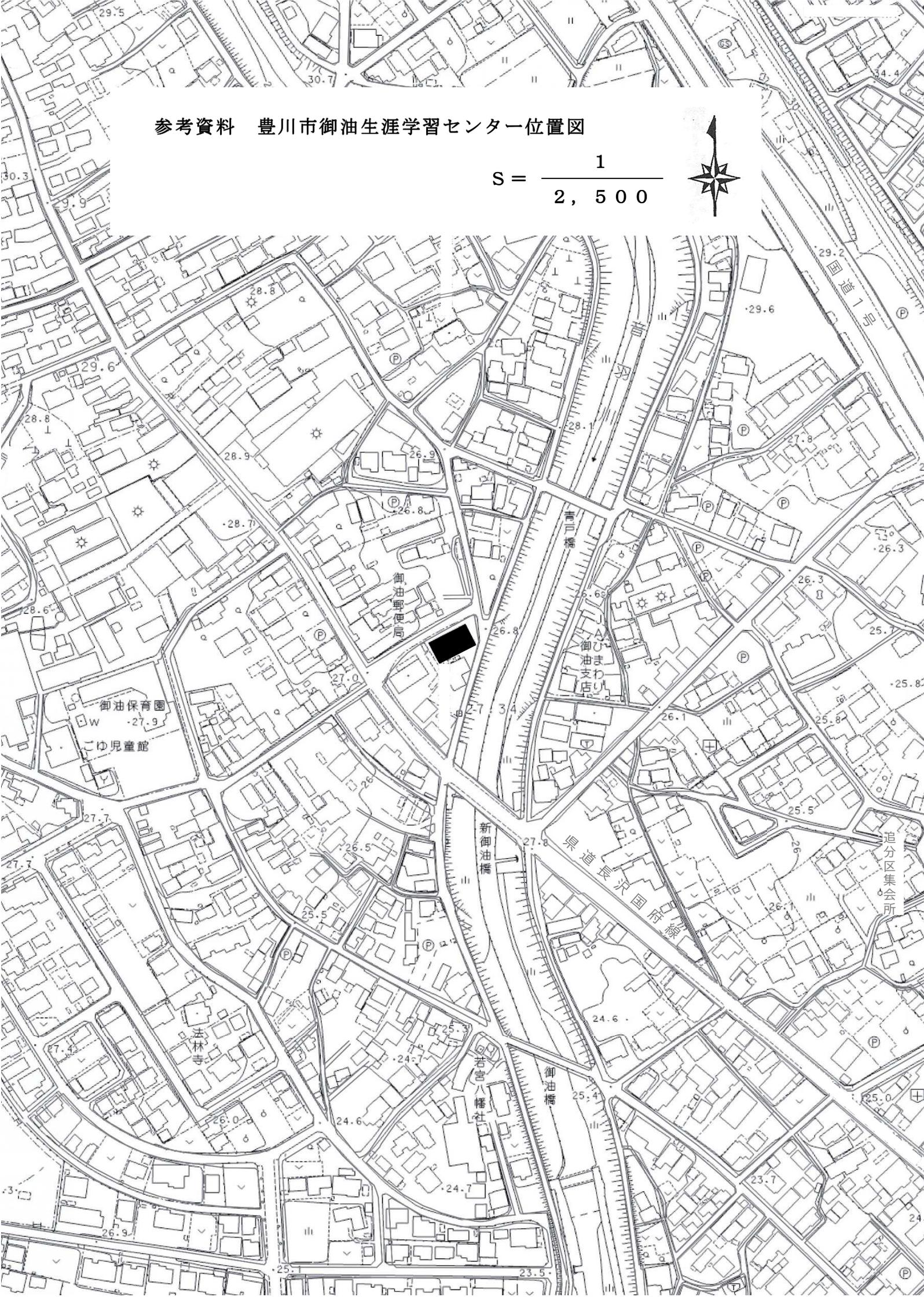
参考資料 豊川市豊川生涯学習センター位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$



参考資料 豊川市御油生涯学習センター位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$



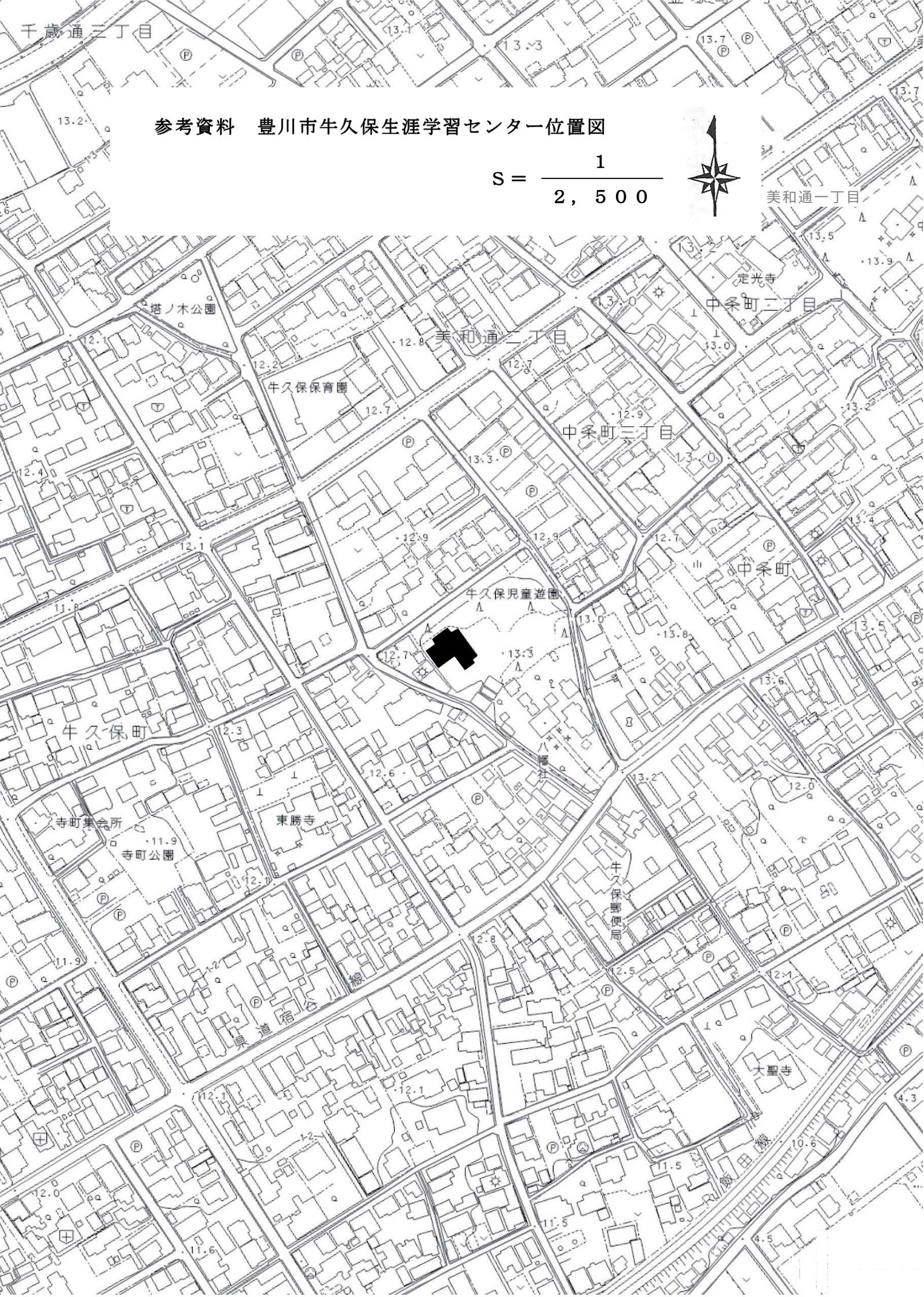
千歳通三丁目

# 参考資料 豊川市牛久保生涯学習センター位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$



美和通一丁目



塔ノ木公園

牛久保保育園

美和通二丁目

中条町三丁目

定光寺

中条町二丁目

中条町

牛久保児童遊園

牛久保町

寺町集会所

寺町公園

東勝寺

牛久保郵便局

大聖寺

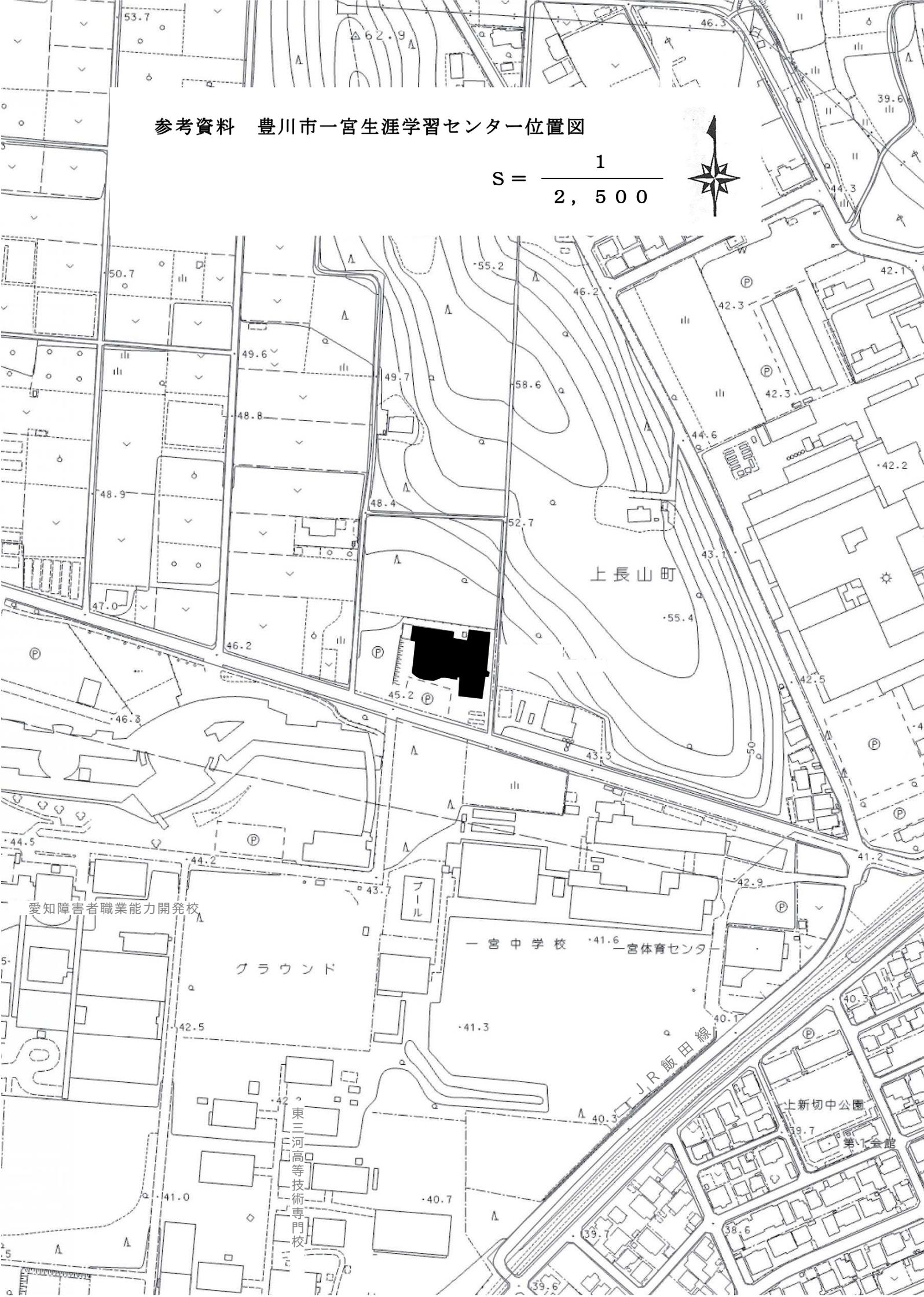
参考資料 豊川市八南生涯学習センター位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$



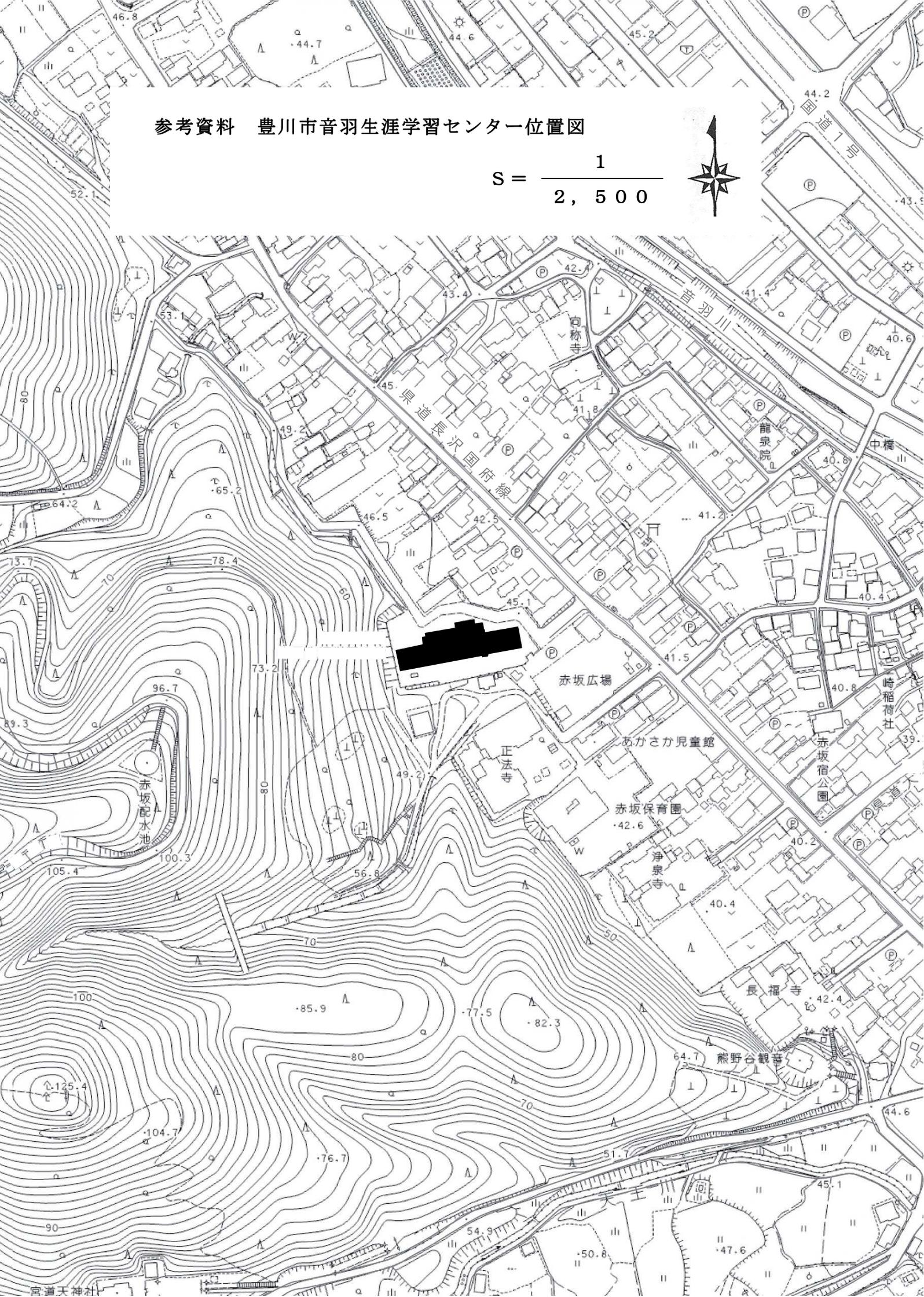
参考資料 豊川市一宮生涯学習センター位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$



参考資料 豊川市音羽生涯学習センター位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$



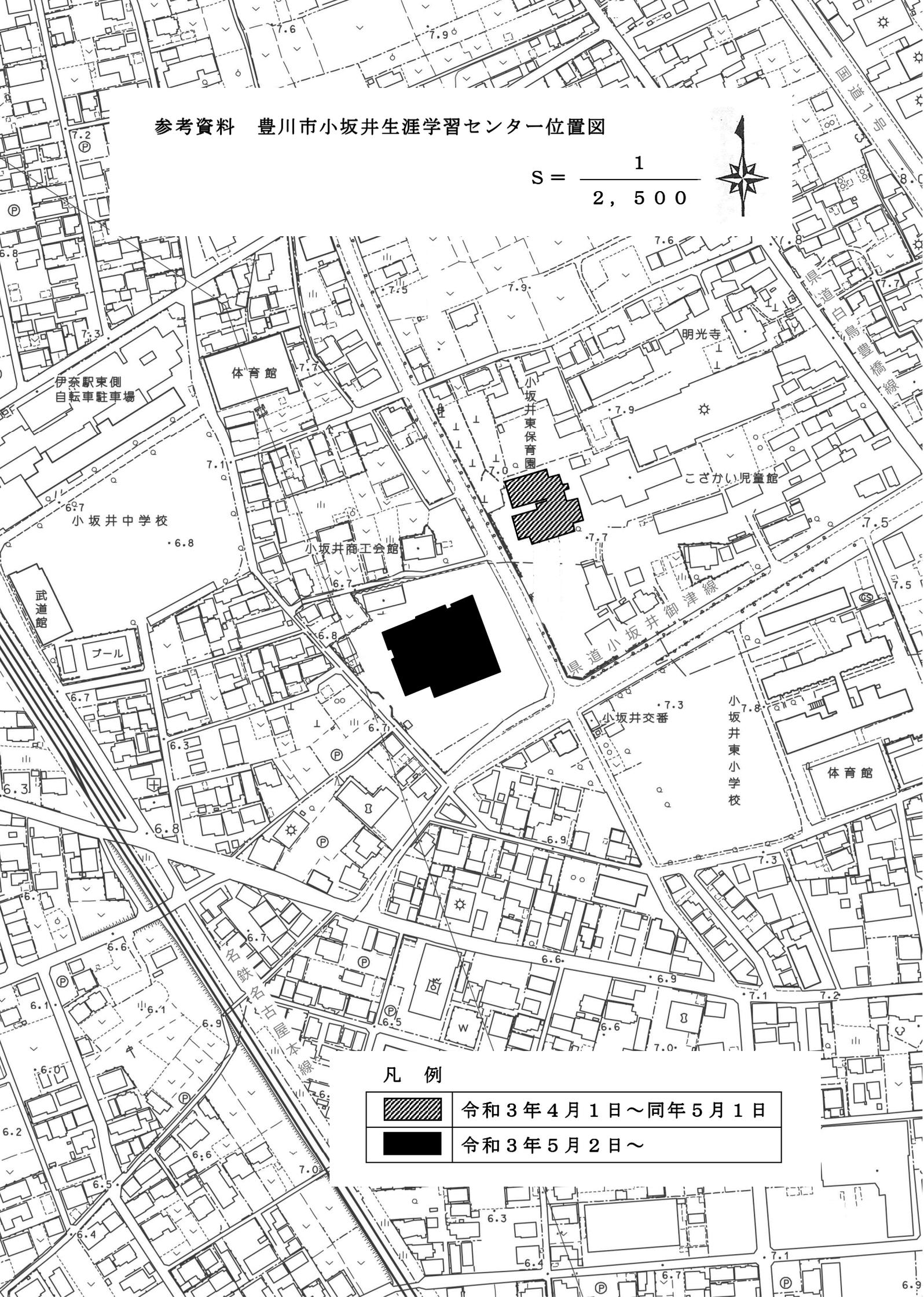
参考資料 豊川市御津生涯学習センター位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$



参考資料 豊川市小坂井生涯学習センター位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$



凡例

	令和3年4月1日～同年5月1日
	令和3年5月2日～

参考資料 豊川市プリオ生涯学習センター位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$

